

第百一回 参議院商工委員会會議録第二号

昭和五十九年三月二十七日(火曜日)
午後零時十分開会

委員の異動

十二月二十七日

藤田 栄君

補欠選任

上田 稔君

上田 稔君

一月十二日

上田 稔君

石井 一二君

山本 富雄君

岡部 三郎君

一月十三日

岡部 三郎君

山本 富雄君

一月二十三日

井上 計君

補欠選任

井上 計君

一月二三日

井上 計君

補欠選任

井上 計君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

松岡満寿男君
山本 富雄君
梶原 敬義君
福岡 知之君
田代富士男君
伏見 康治君
井上 計君
木本平八郎君
小此木彦三郎君
河本 敏夫君

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

柴田 益男君
小長 啓一君
石井 賢吾君
野々内 隆君
志賀 学君
黒田 真君
川田 裕郎君
豊島 格君
若杉 和夫君
中澤 忠義君
野村 静二君

通商産業省通商

政策局長

通商産業省産業

政策局長

通商産業省立地

公署局長

通商産業省基礎

産業局長

通商産業省機械

情報産業局長

通商産業省生活

産業局長

工業技術院長

資源エネルギー

庁長官

特許庁長官

中小企業庁長官

常任委員会専門

員

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

野村 静二君

○国務大臣(小此木彦三郎君) ごあいさつを申し
上げます。
昨年十二月通商産業大臣を拝命いたしました小
此木彦三郎でございます。何とぞよろしくお願
い申し上げます。

第百一回国会における商工委員会の御審議に先
立ちまして通商産業行政に対する私の所信の一端
を申し上げます。
我が国をめぐる国際環境を見ますと、世界経済
は二度にわたる石油危機による深刻な不況から脱
しようやく回復に向かいつつあります。しかしな
がら、欧米諸国における保護主義圧力の高まり、
発展途上国等の累積債務問題、不安定な中東情勢
に見られるように、世界経済は依然として困難な
課題を抱えております。最近、とみに進行してき
た世界経済における相互依存関係の深化と構造的
変化は、戦後の世界の繁栄を支えてきた国際経済
関係を律する枠組みを見直すことさえ必要として
おります。我が国としては、世界の二割国家とし
ての強い自覚を持って、欧米諸国とともに、自由
貿易体制の維持強化のための新たなルールづく
り、世界経済の活性化に積極的かつ具体的な貢献
を行わなければならないと考えております。

国内面においても、現在我が国経済社会は、一
つの歴史的転換期に差しかかっております。すな
わち、情報技術を中心とする先端技術分野におけ
る技術革新の飛躍的進展は、産業面のみならず社
会全般に大きな変革をもたらしつつあります。こ
れまでの近代化への過程においては、革新的動き
はまず欧米諸国で経験され、我が国はその経験を
教訓としあるいはその成果を吸収しつつ対応し
てまいりました。しかし、今や我が国自身が経済
社会の変化の先端に位置することとなっております。
これらの変革の兆しをみずからのものとして
とらえ活力とゆとりのある社会を実現するため、
英知と創造力をもって未知の分野にも積極的に挑

本日の会議に付した案件
○産業貿易及び経済計画等に関する調査
(通商産業行政の基本施策に関する件)
(経済計画等の基本施策に関する件)
(昭和五十八年における公正取引委員会の業務
概略に関する件)
(三井石炭鉱業株式会社三池炭鉱における災害
に関する件)
(派遣委員の報告に関する件)

○委員長(斎藤栄三郎君) ただいまから商工委員
会を開会いたします。
産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題と
いたします。

まず、通商産業行政の基本施策に関し通商産業
大臣から所信を聴取いたします。小此木通商産業
大臣。

大臣。

戦していくことが必要であります。

国民のニーズも個性を充足するような生活の質的充実に向かつております。このような多様なニーズに対応する選択機会を提供しゆとりある生活社会を実現し支えるという観点に立つて政策、制度を見直すとともに、豊かさを支える諸要素を認識しその基礎を確固たるものとしていくことが必要であります。

以上申し述べましたように、現在我が国は、内外両面においてかつてないほどの大きな変革を経験しつつあります。このような変革を踏まえつつ来るべき二十一世紀に向けて我が国の繁栄の礎を築き上げていくことは、時代が我々に課した責務であります。

私としては、以上のような認識のもとに以下の六点を中心とした通商産業政策を全力を挙げて推進してまいり所存であります。

最近の我が国経済は、米国を中心とした先進国経済の回復から昨年来徐々に輸出が増加し、これに加えて国内需要にも一部に持ち直しの動きが見られます。これらを受けて生産が増加し雇用情勢が改善するなど、景気は緩やかながら着実に回復してきております。しかしながら、業種別、地域別には、なおばらつきが見られ、他方、対外面では輸入が増加の傾向を示しているものの、依然として経常収支の大幅な黒字が続いております。

このような景気の回復を一層確実なものとし、対外均衡を図りつつ内需を中心とした息の長い安定した経済成長を定着させていくため、昨年十月に決定した総合経済対策を着実に実施していくとともに、今後とも機動的かつ適切な経済運営に努めてまいり所存であります。

次に、中長期的観点に立つて見ますと、現在進みつつある技術革新は産業社会に画期的な変化を与えつつあります。このような技術革新を中核として創造性豊かな産業社会を実現すべく、その環境整備に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

中でも情報関連分野における技術革新は、産業

革命にも匹敵するような変化をもたらしつつあります。我が国は工業化社会においては世界に誇るべき繁栄をおさめ得たわけでありますが、これが直ちに新たな情報化社会での繁栄を保証するものではありません。来るべき高度情報化社会の構築に当たっては、細心の注意を持って工業化の成功をもたらし諸要因を受け継いでいくことが必要であります。私としては、このような認識のもとに、第五世代コンピュータの開発を初め情報化社会の形成に必要な技術の開発を推進するとともに、民間の自由な創意と活力が最大限に生かされるよう、高度情報化社会にふさわしい制度の見直しと新たなルールづくり等、基盤の整備に取り組んでまいりたいと考えております。ソフトウェアにつきましても、その法的保護制度を確立するべく、現在プログラム権法案の提出を検討しているところであります。また、地域の産業、社会ニーズに即応する情報システムの構築を図るニューメディアコミュニティ構想の推進にも力を入れてまいりたいと考えております。

バイオテクノロジー、フライングセラミックス、新材料、エネルギー関連技術、資源探査衛星等の新時代を切り開く技術開発の促進は、我が国にとって将来の活力に満ちた創造的社会の実現を約束するばかりでなく、世界経済の新しいフロンティアを開拓するものであります。このような技術開発については、今後とも産学官の有機的連携という基本方針のもと、民間企業の活力が最大限に発揮されるよう適切な支援を行うとともに、民間部門のみではリスクの大きき、研究期間の長さなどから達成が困難であるような技術開発について、政府みずから開発に取り組んでまいり所存としております。さらに、世界経済の活性化に積極的貢献していくという観点から、国際研究協力にも力を入れていく考えであります。

特許制度は技術開発の成果を適時かつ的確に保護することにより、技術開発を支える制度的基盤を形成しております。しかしながら、活発な技術開発の反映として、現在出願の暴増等により審査期間が長期化しつつあり、近い将来制度本来の任務を果たし得なくなることを予想されます。このため総合的コンピュータ化によるペーパーレスシステムの構築を中心としてこの問題の抜本的解決を図るべく、その財政基盤を確保するため、特許特別会計を創設してまいりたいと考えております。

経済社会がその若さを持続する力の源泉は健全で活力のある産業活動であります。この点で設備投資の停滞は大いに懸念されるところであります。このような認識のもとに、我が国経済が抱える構造的課題の解決及び内需中心の健全かつ安定的な経済成長実現のため、エネルギーの効率的利用、中小企業のメカトロニクス機器等の導入、テクノポリス地域への企業導入等を目的とする投資減税を創設することとしております。

さらに、繊維産業につきましても、多品種少量短サイクル化の進展等に対応するため、昨年取りまとめられたいわゆる新繊維産業ビジョンを踏まえ、繊維産業の先進国型産業への脱皮を目指すことといたします。このために繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を提出いたしております。

また、基礎素材産業につきましても、特定産業構造改善臨時措置法の運用を通じて、引き続き民間の構造改善、活性化への自助努力を支援することとしております。

現下の世界経済は、昨年来の原油価格の低下、インフレーションの鎮静化を背景として、米国を中心として景気回復への動きが見られるものの、さきに申し述べましたように、欧米における失業問題、発展途上国等の累積債務問題等の課題を抱えております。とりわけ欧米諸国では、貿易赤字等を背景に保護貿易主義が高まる気配すらうかがわれます。かかる状況のもとで、政府は、内需中心の成長の実現と、輸入促進、市場開放により貿易の拡大均衡を図るとの観点から、昨年十月に総合経済対策を決定し、その着実な実施を図ってまいり所存であります。

自由貿易体制のもとで、世界経済の一割を占めるに至った我が国は、今や自由貿易の維持拡大、世界経済への貢献という観点に立った積極的行動が求められております。かかる観点に立つて、私は、本年二月に開催された四極貿易大臣会合において、米、加、EC貿易担当大臣と、世界経済の現状及び今後の世界貿易体制のあり方について積極的な意見交換を行ってまいりました。特に、総理が提唱された新たな多国間の国際ルールづくりのための交渉、いわゆる新ラウンドについては、私から、その準備に積極的に関わり組むとともに、発展途上国を含め幅広く国際的な合意を形成していくことが必要であることを指摘し、参加国はその開始に向けて努力していくこととなりました。

これに先立つて、ブッシュ副大統領を初め米、日、英、仏、西の五国首脳及び主要先進国の貿易担当大臣が国内の保護貿易主義を抑制すべく真剣な努力を払っていることを強く実感してまいりました。私としても、対外経済関係の諸懸案の解決のため全力を尽くすとともに、世界の自由貿易体制の維持発展を図るために、欧米諸国と協調しつつ最大限の努力を払ってまいり所存であります。

発展途上国との相互依存関係が深まる中で、我が国はその国際的責務として、経済協力の積極的拡充を求められております。このため新中期目標のもとで民間活力をも活用しつつ政府開発援助を拡充するとともに、貿易、投資を通じた協力を積極的に推進する考えであります。また累積債務問題に適切に対処し得るよう保険のてん補率の引き上げ、債務救済措置に伴う資金調達の円滑化等輸出保険制度の機能充実を図るため、輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案を提出いたしております。

最近のエネルギー情勢を見ますと、二度にわたるオイルショックによる世界経済の低迷と、石油消費国における省エネルギー、代替エネルギーの

進展により、現在石油供給は緩和基調にあります。しかしながら、中東情勢は依然不安定であり、また今後の世界経済の成長を見込むと、中長期的には石油供給は再び逼迫化するおそれがあります。むしろ現在のような需給緩和期にこそエネルギーの安定供給のための努力を地道に進めていくことが肝要であります。このような認識のもとにエネルギーコスト低減への要請にも配慮しつつ、セキエリティーの確保を基本として、着実かつ計画的なエネルギー政策の推進により資源エネルギー制約の克服を図ることとしております。

そのため具体的にはまずエネルギーの最大の供給源である石油の安定供給を確保するため、石油精製設備の高度化を推進するとともに、石油産業の集約化を促進して内外の情勢に的確に対応した構造改善の実現を目指してまいります。同時に石油開発の着実な推進を図るとともに、不測の事態に備えるための石油備蓄を推進することとしております。

次に、省エネルギー及び石油代替エネルギーの推進について、エネルギー利用効率化等投資促進税制を創設する等、税制、金融上の措置を充実させるとともに、技術開発の重点的な推進を図ってまいります。また、原子力、石炭、LNG、水力、地熱等の石油代替エネルギーの開発、導入の促進については、昨年十一月に改定された石油代替エネルギーの供給目標の実現に向けて一層の努力を傾けてまいります。特に原子力発電については安全性の確保に万全を期し、国民各位の御協力と御理解を得て、電源立地、核燃料サイクルの事業化を推進してまいります。この点先般の米国防務省においてホドール・エネルギー長官と意見交換を行い、我が国の濃縮工場建設に対する十分な配慮を確認することができたことは極めて有意義であったと考えております。

去る一月、三池炭鉱におきまして痛ましい事故が発生いたしました。この場をおかりして改めて犠牲者の方の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の方々に衷心より哀悼の意を表する次第であります。

まず、政府といたしましては、去る十二日に出された事故調査委員会の中間報告を踏まえ、類似災害の再発防止対策に万全を期してまいらる所存であります。

以上のようエネルギー政策はなお多くの課題を抱えておりますが、その財源を構成する石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の石油税収が、原油価格引き下げ等により大幅に減少しております。そのため歳出面における徹底的な節減、合理化に努め、施策の効率化、重点化を図るとともに、どうしても不足する財源につきましまして必要最小限の財源措置を講ずることとした次第であります。

我が国の経済発展にとって中小企業はその原動力として極めて重要な役割を果たしてまいりました。それぞれの中企業の地道な経営努力が今日の経済大躍進としての我が国の礎を築いたと言っても過言ではないと思われまします。全事業所の九九%以上、全従業員数の八二%を占める中小企業の健全な発展なくして我が国経済の真の発展はあり得ません。

その中小企業は、今日、国民のニーズの多様化、技術革新の進展という環境変化の中で、機動性と旺盛な企業家精神をもって、大きく活躍し得る機会を与えられております。かかる状況のもとにおいて以下のような施策に全力を挙げて取り組む所存であります。

第一に、中小企業の活性化を図るため、多様化する組合に対するニーズに対応するよう組合の事業範囲等を見直し、組合機能の充実、強化を図ることといたします。そのための中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案を提出することといたしてまいります。また新分野の開拓の担い手としてのベンチャービジネス振興を図るため、研究開発の促進を初めとして総合的な施策を推進することとしております。

第二に、中小企業の経営基盤の充実を図るため、政府系金融機関による資金調達の円滑化、下

請中小企業対策、小規模企業対策等に努めることとしております。また税制面においては中小企業新技術体投資促進税制を創設し、情報関連機器の導入を促進することにより中小企業の近代化を促進してまいらる所存であります。

第三に、中小商業、サービス産業の振興を図りたいと考えております。このため中小小売商業について、コミュニティ・マート構想の推進を積極的に講じてまいらる所存であります。また大型店の出店調整問題については、いわゆる八〇年代流通ビジョンを踏まえ、従来講じてきた措置を引き続き継続することとし、商業調整のより適正かつ円滑な運営を図るため、現行調整制度の充実を行ってまいらる所存であります。

産業社会に活力とゆとりを与えるためには、大都市圏への産業の過度の集中を避け、地域において安定した雇用機会を創出し、自立的で魅力ある地域経済社会を形成することが不可欠であります。

地域における産学住の有機的連携を実現し、先端技術産業の導入と地域企業の技術の高度化を図ることにより新しいまちづくりを目指すテクノポリス構想は、まさに二十一世紀を展望した新しい方式であります。先般、具体的な開発計画の承認に向けて各地域に対し残された課題を提示したところでありましたが、今後とも法律の円滑な施行に努めるとともに、各地域の自主的努力を前提として、税制、金融等の手段によりこの構想を積極的に促進する所存であります。

また、消費生活の多様化に対応して消費者信用行政の拡充を図ることとしております。具体的には近年伸長の著しい販売信用取引の健全な発展を図り、豊かな消費生活の実現を期するとともに、販売信用取引をめぐるトラブルを未然に防ぐべく割賦販売法の一部を改正する法律案を提出し、消費者保護に万全を期することとしております。

さらに、快適な生活環境を実現するため、環境の保全、産業保安、住宅関連技術の開発を積極的に推進する所存であります。

行政改革は二十一世紀を展望した国づくりの基礎固めのための不可欠のものであり、真剣に取り組むべき課題であります。このような基本姿勢のもと、今回工業品検査所と繊維製品検査所との統合を行うとともに、機械類信用保険業務を中小企業信用保険公庫に移管し、今後予想される事業規模の拡大に対する円滑かつ弾力の対応を図るため、機械類信用保険法の一部を改正する法律案を提出いたしてまいります。

私は、以上のような考え方に沿って諸般の施策を展開してまいらる所存であります。しかしながら、現在通商産業行政の直面しております諸問題は、いずれも国民各層、各位の御理解と御協力なくしては克服できないものばかりであります。委員各位におかれましても、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(斎藤栄三郎君) 小此木通産大臣退席されて結構でございます。

次に、経済計画等の基本施策に關し、経済企画庁長官から所信を聴取いたします。河本経済企画庁長官。

○國務大臣(河本敏夫君) 私、このたび経済企画庁長官を務めることとなりました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

我が国経済の当面する課題と経済運営の基本的な考え方につきましてはさきの経済演説において明らかにしたところでありますが、当委員会が開催されるに当たりまして重ねて所信の一端を申し述べたいと存じます。

激動する内外経済情勢のもとで我々が目指すべき経済運営の基本的な課題は、国民生活の充実、向上を図るとともに、世界経済に積極的に貢献することである。

このためには、我が国経済の潜在的な活力を十分に発揮させるような経済運営を行う必要があります。我が国経済は、物価の安定、高い貯蓄率等の好条件に恵まれており、経済政策のよろしきを得れば、我が国経済の活力を一層引き出すことは十分可能と考えております。またこのことによつ

て行財政改革の円滑な推進も、対外経済摩擦問題の基本的解決もより容易になるものと考えます。特に現在は、世界経済も我が国経済も回復基調にあり、我が国経済の潜在的な活力を引き出していくまさにその好機であると考えます。

さて、世界経済は、総じて第二次石油危機を契機とした三年続きの不況から脱却しつつあり、その原動力はアメリカを中心とした先進諸国の景気回復であります。しかし、欧州諸国を中心とした高水準の失業、アメリカの金利の高どまり、発展途上国の債務累積等の困難は続いております。保護貿易主義的傾向は衰えを見せておりません。

このような中で我が国経済は、昨年初以降、緩やかながら着実な回復過程にあります。しかし、対外面では経常収支は大幅な黒字が続いており、このような内外経済情勢のもと、昭和五十九年度の経済運営に当たっては、特に次の諸点を基本としてまいりたいと考えます。

第一は、国内民間需要を中心とした景気の持続的拡大を図るとともに、雇用の安定を確保することとであります。

昭和五十九年度の我が国経済は、実質で四・一％程度成長することを見込んでおりますが、今後の内外経済情勢いかんによっては、我が国の民間経済もさらに勢いを増す可能性もあり、引き続き民間経済の活力を最大限に生かすような適切な機動的な経済運営に努めてまいりたいと考えております。

財政面では多くを期待し得ない現状であります。今後とも景気情勢に即応して、適切かつ機動的な財政運営を図るべきことは言うまでもありません。さらに、国内需要の拡大を図るためには、民間経済の活力が最大限に発揮されるような環境の整備を行うことが重要であります。このためには特に金融政策について現在なお存在する種々の制約条件の改善を図り、その機動的運営が確保されるよう努めていく必要があります。

第二は、物価の安定を図ることとあります。経済政策を進める前提条件として物価の安定は絶対に必要なものであり、また、物価の安定なくして活力ある福祉社会の実現は望めません。最近の我が国の消費者物価は、前年度比上昇率二・〇％前後と近年にない安定ぶりを見せております。政府としては、今後とも物価の動向に細心の注意を払いながら機動的な政策運営に努め、公共料金についても物価及び国民生活に及ぼす影響を十分考慮して厳正に取り扱っていくことにより、物価の安定基調を維持したいと考えております。

この結果、昭和五十九年度は、卸売物価一・〇％程度、消費者物価二・八％程度の上昇にとどまるものと見込んでおります。

また、国民生活の安定と向上を図るため、各種商品、サービスの安全性の確保、消費者取引の適正化、その他消費者利益の擁護、増進のための所要の施策を進めてまいり所存であります。

第三は、調和ある対外経済関係の形成と世界経済への貢献であります。

保護貿易主義の高まりが懸念される中で、我が国は率先して自由貿易体制の維持、強化を図り、調和ある対外経済関係の形成と世界経済活性化への貢献を図っていく必要があります。

このような状況のもと、我が国は内需の拡大による輸入の増加を図って世界経済を相互に拡大していくとともに、円の適切な対外価値の維持に努めることが重要であります。

こうした観点から政府は一連の市場開放対策を決定し、関税率の引き下げ、輸入検査手続等の改善、輸入の促進等の努力を払ってきたところであります。また、資本の流入の促進、円による国際取引の促進、金融・資本市場の環境整備にも努めることとしております。

また、我が国が平和国家として国際社会へ積極的に貢献していくためには経済協力の推進が肝要であり、新中期目標のもとにその一層の充実と効率、効果の推進に努めてまいります。

今後の我が国経済社会は、国際環境、経済活

動、国民生活の各面で、多重的に変化していくものと考えられますが、これらの変化に対し積極的、創造的に対応していくことにより、経済社会の安定と発展を目指していかなければなりません。

このため、中長期の経済運営については、昨年八月に決定した「一九八〇年代経済社会の展望と指針」をよりどころとして、経済環境の変化に即応した諸般の施策を適切に推進していく必要があります。

以上、我が国経済の当面する課題と経済運営の基本的な考え方について所信を申し述べました。

我が国経済は解決すべき幾多の困難を抱えておりますが、困難を克服していく旺盛な活力を有しており、戦後三十有余年、すぐれた適応力を発揮し多くの困難を乗り越えてまいりました。

昭和五十九年度は、物価の安定、世界経済の回復等の条件を生かし、創意と工夫を重ねることにより、持続的安定成長への道を切り開くことが可能な年であると確信をいたします。

本委員会の皆様の御支援と御協力を切にお願いをする次第であります。

○委員長(斎藤栄三郎君) ありがとうございます。河本経済企画庁長官退席されて結構でございます。

○委員長(斎藤栄三郎君) この際、通商産業政務次官、経済企画政務次官からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。通商産業政務次官佐藤信二君。

○政府委員(佐藤信二君) 昨年末通商産業政務次官を拝命いたしました佐藤信二でございます。

小此木大臣のもとに、大木政務次官と力を合わせて、微力ではございますが通産行政政策に努力していく所存でございます。

委員長初め委員の皆様方の御支援と御鞭撻を心からお願いいたします。よろしく願います。ありがとうございます。(拍手)

○委員長(斎藤栄三郎君) 佐藤政務次官退席されて結構です。

同じく大木君。

○政府委員(大木浩君) 大木浩でございます。ただいまあいさつございました佐藤政務次官ともどもに昨年末から通産政務次官を仰せつかっております。

実は、この商工委員会は、私もかつて席を置かせていただきました大木浩先生方に御指導をいただいております。ありがとうございます。今回は通産省の一員として委員会の御審議に出席をさせていただきたいと思っております。

小此木大臣、佐藤政務次官ともどもに全力を尽くして職務の遂行に努めたいと思っております。よろしく御指導のほどお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(斎藤栄三郎君) 次に経済企画政務次官山崎武三郎君。

○政府委員(山崎武三郎君) 昨年末経済企画政務次官を拝命いたしました山崎武三郎でございます。

我が国の経済政策の運営に当たる責任の重さを痛感しております。

我が国の経済運営は、景気の持続的拡大を図ること、物価の安定を図ること、調和ある対外経済関係を形成することの課題がございます。

経済企画庁長官を補佐する立場としてこれらの課題に全力で取り組んでまいりたいと思っております。先生方の御指導、御鞭撻をよろしく願います。

ありがとうございます。(拍手)

○委員長(斎藤栄三郎君) 山崎武三郎政務次官とぞ退席されて結構です。

○委員長(斎藤栄三郎君) 次に、昭和五十八年における公正取引委員会の業務の概略について公正取引委員会委員長から説明を聴取いたします。高橋公正取引委員会委員長。

○政府委員(高橋元君) 昭和五十八年における公正取引委員会の業務につきましてその概略を御説明申し上げます。

昨年の我が国経済は、世界景気の回復、物価の安定等を背景に輸出や生産が伸びを見せるなど、緩やかながら着実に回復してまいりました。また、中長期的に見ますと、技術革新とともに経済のソフト化、サービス化が進展するなど経済社会の構造変化には著しいものがあります。このような中で民間活力が十分に発揮されるような経済環境の整備を行うことがますます重要になっており、公正取引委員会としては公正かつ自由な競争の維持、促進により我が国経済の活性化、効率化を図るべく、独占禁止政策の適正な運営に努めてまいりました。

特に昨年は、独占禁止法違反事件の迅速な審査に努めるとともに、広報活動や業界に対する指導等により予防行政を推進いたしました。また、貿易摩擦問題に関係した各種の実態調査を行いその結果を広く内外に説明したほか、下請取引を初めとする中小企業関係の取引の公正化に努めたところであります。

まず、独占禁止法の運用状況について申し上げます。

昭和五十八年中に審査いたしました独占禁止法違反被疑事件は三百四十四件であり、同年中に審査を終了した事件は二百四十五件であります。このうち法律の規定に基づき違反行為の排除等を勧告いたしましたものは十二件、法的措置をとるに至りませんでした。また、昨年における課徴金納付命令事件は十五件であり、合計二百三十五名に対し、総額十七億九千八百八十六万円の課徴金の納付を命じました。

次に、届け出受理等に関する業務であります。合併及び営業譲り受け等につきましては、昭和五十八年中に、それぞれ一千五百七十七件、七百九十九件、合わせて千七百六十六件の届け出があり、所要の審査を行いました。

事業者団体につきましては、昭和五十八年中に成立届等一千三百七十四件の届け出がありました。また、事業者団体の活動に関する事前相談

に対しましては適切に回答を行うよう努めるとともに、相談事例を取りまとめて公表することにより違反行為の未然防止を図りました。

国際契約等につきましては、昭和五十八年中に四千二百六十三件の届け出があり、改良技術に関する制限、競争品の取り扱いの制限等を含むものについてはこれを是正するよう指導いたしました。

独占的狀態に対する措置に関する業務といたしましては、ガイドラインの別表掲載の十三業種について実態の把握及び関係企業の動向の監視に努めました。

価格の同調的引き上げに関する報告徴収の業務につきましては、昨年中に価格引き上げ理由の報告を徴収したものは、鋼材六品目、バター、溶接棒、ビール及びウイスキーの計十品目でありました。

次に、経済実態の調査といたしましては、生産集中度調査、企業集団調査等を行いました。また、流通分野においては、医療用医薬品、腕時計等の業種別の実態調査に基づき、独占禁止法及び景品表示法上問題のある行為につきまして所要の改善指導を行いました。

さらに、近年、貿易摩擦問題の一環として、我が国市場が閉鎖的ないし排他的であるとの諸外国からの批判があることにかんがみ、輸入品の流通実態、輸入総代理店や総合商社の事業活動の実態等につきまして独占禁止法の観点から調査を行いました。昭和五十八年四月、その結果を公表いたしました。

政府規制制度及び独占禁止法適用除外制度につきましては、我が国経済における民間の活力を生かし、経済の効率性を高める見地から、引き続きその見直しのための検討を行いました。

独占禁止法上の不況カルテルは、エチレン、石綿スレート及びセメントの三品目について認可いたしました。昭和五十八年末までに終了しております。なお、独占禁止法の適用除外を受けている共同行為の数は、昭和五十八年末現在で四百六

十八件となっておりますが、その大半は中小企業関係のものであります。

国際関係の業務といたしましては、OECD等の国際機関における会議に積極的に参加するとともに、アメリカ、E.C.等の独占禁止当局との間で意見交換を行うなど、国際的な連携の強化に努めました。

次に、下請代金支払遅延等防止法の運用状況について申し上げます。

下請事業者の保護を図るため一千六の親事業者に対し、下請代金の支払い改善等の措置を指導いたしました。特に不当な値引き等の案件につきましては、値引き額を下請事業者に返還させるなど重点的に取り組みました。また、親事業者及び親事業者団体に対して下請取引の適正化の要請を行うなど法の周知徹底を図り、違反行為の未然防止に努めました。

最後に、不当景品類及び不当表示防止法の運用状況について申し上げます。

昭和五十八年中に同法違反の疑いで調査した事件は三千五百四十六件であり、このうち排除命令を行いましたものは十二件、警告により是正されましたものは千二百八十二件であります。都道府県の行いました違反事件の処理件数は、昭和五十八年一月から九月末まで四千九百四十三件となっており、今後とも都道府県との協力を一層推進してまいります。

また、同法第三条の規定に基づき、家庭用合成洗剤及び家庭用石けん業並びに不動産業における景品類の提供を制限する告示を制定いたしました。

事業者が自主的に規制するための公正競争規約につきましては、雑誌業における景品類の提供の制限に関する規約など十三件を認定し、昭和五十八年末現在における公正競争規約の総数は百三十三件となっております。

以上簡単でございますが、業務の概略につきまして御説明申し上げます。今後ともよろしく御指導のほどお願いいたします。

○委員長(斎藤栄三郎君) 以上で政府の所信及び説明は終了いたしました。委員長退席なさって結構でございます。

なお、昭和五十九年度通商産業省関係予算及び経済企画庁関係予算の説明につきましては、お手元の配付資料で御了承願います。

両大臣の所信等に対する質疑は後日行うことにいたします。

○委員長(斎藤栄三郎君) 次に、三井石炭炭業株式会社三池炭鉱における災害に関する件を議題といたします。

この際、政府から報告を聴取いたします。石井立地公害局長。

○政府委員(石井賢吉君) 大臣のごあいさつにもございました三池炭鉱坑内火災事故調査委員会の中間報告及び同鉱有明区区域の操業再開につきまして御報告を申し上げます。

去る一月十八日発生いたしました三井三池炭鉱有明区区域の坑内火災事故の原因を調査するため、通産大臣の諮問機関といたしまして東大の伊木名誉教授を委員長とし、学識経験者から成る事故調査委員会が設けられたわけでございますが、同委員会は現地調査教回を含めまして非常に精力的に検討を進められまして、三月の十二日中間報告を取りまとめまして、これを通産大臣に提出したわけでございます。同報告書及びその要旨につきましてはお手元に配付いたしてございますが、この骨子を申し上げますと以下のとおりでございます。

まず、報告書は三点から構成されております。第一が火災発生の原因、第二が被害の拡大要因、第三がこれらに対応する当面の保安対策という三点から構成されておるわけでございます。

第一点の火災の原因でございますが、まず火災の発生箇所につきましては、有明鉱がマイナス二百二十メートルレベルとマイナス三百二十メートルレベルの主要坑道から成っておるわけでござい

ますが、この二つをつなぎます二百二十メートルベルトコンベヤー連絡斜坑の坑底付近で第三調査門というのがございます。これは通気を調節いたします戸門でございますが、第三調査門またはそのごく近辺ということが火災発生箇所として特定されたわけでございまして、火源といたしましては、ベルトコンベヤー施設等の摩熱熱によって蓄熱発火したものというふうなことでございまして、

また、第二に被害の拡大要因といたしましては、火災発見のおくれあるいは連絡指令の手間取り、消火活動中のトラブルといったようないろいろな要因が複雑に絡み合いました大災害となったものというふうに報告をいたしてございます。

第三といたしまして、これらの原因究明を踏まえまして当面の保安対策事項といたしまして、ベルトコンベヤーの保守管理あるいはその監視の強化、連絡指令体制の強化、避難設備等の整備、教育訓練の徹底等が指摘されております。

当省といたしましては、この報告を受けまして、とりあえず鉱山保安局部に対しては通達を発しまして管内鉱山に周知徹底するとともに、同報告書に盛り込まれましたラインに沿って保安監督指導をいたすようにその周知徹底方を図ったわけでございます。

第二が、三井三池炭鉱有明区域の操業再開でございます。三月の十三日に三池炭鉱所長より福岡鉱山保安監督局長に対して、操業再開願が提出されました。これは有明区域のうち今回の災害に關連いたします掘進部内を除きました探炭部内についての操業再開でございます。これを受けまして鉱務監督官八名を派遣いたしました。十三、十四日の両日入坑検査あるいは事情聴取等の保安点検を実施したわけでございます。その結果今回の中間報告の指摘に盛られておりますような対策を含めて所要の保安対策が講ぜられているという判断に達しましたので、十四日の二十三時四十分福岡鉱山保安監督局長より操業再開を承する旨鉱業所長に通達をいたしましたわけでございます。これを受けまして会社側は三月の十五日よりならし採炭を開始いたしました。三月の十九日より全面再開に移行いたしましたわけで、今日に至っておりますわけでございます。

今回の災害に關連いたします掘進部内の操業再開に關しましては、今後の司法捜査の状況あるいは会社の保安対策の進捗状況等を勘案して、改めて検討いたす所存でございます。

以上御報告申し上げます。

○委員長(斎藤栄三郎君) どうも御苦労さまでした。

○委員長(斎藤栄三郎君) 次に、派遣委員の報告に關する件についてお諮りをいたします。

去る二月一日及び二日の両日、本委員会が行いました三井石炭炭業株式会社三池炭鉱における災害の実情調査のための委員派遣につきまして報告書が提出されておりますので、これを本日の會議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(斎藤栄三郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

〔参照〕

派遣報告

一、派遣の目的 三井石炭炭業株式会社三池炭鉱における災害の実情調査

二、派遣委員

- | | |
|-----|-------|
| 委員長 | 斎藤栄三郎 |
| 理事 | 森山 眞弓 |
| 理事 | 市川 正一 |
| 委員 | 梶原 敬義 |
| 委員 | 田代富士男 |
| 委員 | 柄谷 道一 |
| 委員 | 木本平八郎 |

三、派遣地

福岡県 福岡市

四、期 間 昭和五十九年二月一日から同月

二日までの二日間

五、調査の概要

一月十八日に発生した三井石炭炭業株式会社三池炭鉱における災害の実情調査のため、二月一日、二日の両日にわたって委員派遣が行われた。エネルギー対策特別委員会からも、井上委員長、川原理事、小柳理事、小西理事、宮島委員、小笠原委員が派遣され、両委員会の合同調査となった。

調査の日程は、まず福岡空港から現地向うバスの車中において、福岡鉱山保安監督局長、福岡労働基準局及び福岡通商産業局から災害の概況について説明を聴取した。

現地の三池有明炭では、今回の災害で犠牲となつた八十三名の霊に坑口で献花して冥福を祈念した後、鉱務監督官を激励し、集中監視装置を視察した。次に、大牟田市役所において、会社から説明を聴取し、質疑を行った後、地元の方自治体、労働組合等の代表から要望を聴き、記者会見の後、三池炭鉱病院に入院中の負傷者を見舞つた。

三池炭鉱は、現在、三川、四山及び有明の三区に別れ、年間約五〇〇万トンの石炭を採掘しており、このうち有明区域は約一四〇万トンを占出している。

今回の災害の概況は、現地における鉱山保安監督局及び会社の説明によると次のとおりである。一月十八日十三時五十分頃、三池有明区域二二〇メートル、ベルトコンベヤー連絡斜坑の坑底附近において坑内火災が発生し、巡視中の係員より坑外の指令センターに誘導無線で連絡があり、十四時五分に管理者から退避命令が発せられた。避難命令発令時には、坑内に六百五十二名が就業していたが、そのうち九十三名が取り残され、一酸化炭素中毒により八十三名が死亡するという重大災害となった。また、一酸化炭素中毒により十六名が入院したが、われわれの現地調査の時点では、既に二名が退院していた。

今回の災害について、会社等との間に行われた質疑では、主として次のような趣旨の問題点が指摘された。

摘された。

即ち、国内でも最新鋭の設備を有し、保安優良鉱と評されていた炭鉱で、何故にこのような大惨事が発生したのか。火災の原因は何であつたのか。事故は未然に防げなかつたのか。事故発生後の会社の措置が適切であつたのかどうか。会社の日常の保安体制、事故対策に問題はなかつたか。以上の諸点に対する監督局及び会社側の説明は、

「現在、福岡県警と鉱務監督官による合同捜査が行われ、関係者から事情聴取等を行っている段階であり、また政府の依頼した学者等の専門家による事故調査委員会も調査中であり、まだ肝心の火災現場が密閉、水没中で現場検証、事実の確認が行われていないので、事故原因の究明等については、捜査及び調査の結果を待つほかはない」という内容の答弁に終始し、それ以上の説明は得られなかつた。

以下、会社等との質疑応答のうち、数点について報告しておきたい。

「火災の発生について、会社から監督官庁や消防署への報告が遅れたのはなぜか」との質問には、会社から「報告が遅れたのは事実である。有明炭からは、まず三池炭業所の保安部へ連絡をとる社内システムとなつてはいるが、この段階で正確な情報が入らず、救護隊による消火・救援等の初期の社内処理に手間とつたためである」と。また、監督局からは「災害発生時には、すみやかに報告するよう会社を常に指導している」との答弁があつた。

「ベルトコンベヤーが出火の原因ならば、単純な事故が大災害をひき起した稀な例であり、これは機械を過信し、必要な保安要員が配置されていなかったからではないか」との質問に、会社から「設備と人の組合せによつて保安体制を考えるべきである」という意見を十分考慮して、今後の対策を検討したい」との答弁があつた。

「中央指令室に坑内火災の状況が迅速・的確に伝わらなかつたのは、出火地点の風下に煙感知器が設置されていなかったからではないか」との質

問には、会社から「煙感知器は一箇あつたが、昨年十一月の終り頃から不調になり、災害発生時には取り外して調整中であつた。」また、監督局からは「煙感知器は、技術上の問題があつて設置箇所は制約があり、規則上はまだ設置を義務付けていない機器である。」との答弁があつた。

「避難命令の指示に従つた人が沢山死亡したのは、坑道の状況把握が不正確で、誘導ミスがあつたからではないか。」との質問に、会社は「現場の情報が入らず、誘導の面でも不手際があつたと思う。事件の全貌をつかんだ上で今後の対策を考える。」と答えた。

「会社が支給した妻帯者一、九〇〇万円、独身者一、四二五万円の遺族弔慰金について、組合が上積み交渉をしているが、会社側はどのように応ずるのか。」との質問には、会社から「上積み交渉には誠意をもつて応えたい。」との答弁が行われた。

「事故原因の究明と生産再開の時期の見通しはどうか。」との質問には、監督局から「直接、災害のなかつた三川鉱、四山鉱は、会社と組合の合意があれば直ちに立入検査に入れる体制にあり、その結果、支障がなければ近く生産に入れると思う。有明鉱の方は、数日中に密閉している火災現場の水抜き作業に入れる見込みである。」との説明があつた。

「二酸化炭素中毒治療用の高圧酸素タンクが現地になく、事故発生後、北九州市の労災病院から借りているが、大牟田の会社の病院にも設置するべきではないか。」との質問に対し、会社から「酸素タンクのおかげで中毒症が軽度ですんでおり、設置について検討したい。」との答弁があつた。

このあと、福岡県知事及び地元の市町を代表して大牟田市長から、被災者補償、災害対策費用の財政支援等について、また、三池炭鉱新労働組合、三池炭鉱労働組合及び三池炭鉱職員組合から、保安監督行政の強化、保安機器の研究開発、早期の操業再開等について陳情があり、それぞれ書面をもつて左記の要望書が提出されている。

調査の概要については以上にとどめるが、最後に政府当局及び会社等の関係者に対し、今次災害の経験を踏まえ、事故原因を徹底的に究明の上、保安対策を確立し、炭鉱災害の再発防止に万全を期するよう強く要望して報告を終わりたい。

(記)

三井三池炭業所有明鉱の坑内火災災害対策に関する要望書

福岡県

三井三池炭業所有明鉱は、昭和五十九年一月十八日午後一時五十分頃、坑内火災が発生し、九十九名に及ぶ痛ましい死傷者を出したところであり、

国におかれましては、事故発生と同時に災害対策本部を設置され今後の対策を検討されていることに対し、深く感謝申し上げます。

ところで、同鉱は、福岡県における筑後広域生活圏の基幹産業として県南地域の振興に重要な役割を担つております。

したがって、今後、被災関係者に対する十分な支援措置が急がれると同時に保安体制の総点検とその確立の上に立つた生産の再開が強く望まれるところであり、

このため、国におかれましては、被災関係者に対する援助及び保安体制の確立につきまして次の措置を講じていただきますよう強く要望いたします。

一 被災者補償の万全を期するための指導及びこれに伴う必要な援助措置を講ぜられたいこと。

二 保安体制の早急な整備とその確立の上に立つた生産再開のための措置を講ぜられたいこと。

三 被災者家族に対する就職その他特別の援助措置を講ぜられたいこと。

四 災害の影響をうける関連中小企業に対する融資等の救済に万全を期せられたいこと。

五 災害対策に要した経費及び地方税等の減収に対する財政援助措置を講ぜられたいこと。

三井石炭炭業三池炭業所有明鉱の坑内火災災害対策に関する要望書

福岡県 大牟田市 福岡県三池郡高田町

この度の有明炭鉱の災害は極めて遺憾なことであり、

特に石炭産業は、大牟田市、高田町はもとより有明地域一帯の基幹産業であり、これを基盤に三池港の改修をはじめ、ニュータウン建設、企業誘致など今や地域の再浮揚を目ざして、地域住民あげて一丸となり取り組んでいた矢先のことであります。

それだけに、この度の災害の及ぼす影響は甚大かつ深刻なものがあつた。

以上ご賢察の上、なにとぞ当地域に対し特段のご配慮頂きたくお願い申し上げます。

なお当面の緊急対策として下記事項につきまして指導ご援助賜りたくご要望申し上げます。

記

一、被災者遺族ならびに入院患者の生活補償および看護に万全を期すること。

二、災害の原因を徹底的に究明し、保安体制を確立し、長期安定操業を期すること。

三、地域発展、住民の不安解消のため早急な生産再開を図ること。

四、有明炭鉱従事者ならびに関連業者の充分な救済措置をすること。

五、行政における鉱産税の減収、被災者などに対する市民税、教育諸費その他の減免や生活の救済など財政負担に対し、最大限の援助をすること。

三井石炭炭業三池炭業所有明鉱坑内火災災害に伴う要望書

熊本県荒尾市

昭和五十九年一月十八日三井三池炭業所有明鉱坑内火災によつて一大惨事が発生し、死者八十三名、負傷者十六名に及ぶ犠牲者を出したことは、まことに多岐のきわみである。

この不幸なできごとに対しては、被災家族のみならず市民、関係者の不安と悲しみは深刻なものがある。

一瞬にして、夫を父をあるいは兄弟を失われた遺家族の心情を思い、気の毒な負傷者を考えると、これら被災者に対する援護については、なものにも優先して考えなければならぬものと痛感する。

また、なぜか一大惨事が発生したのか、事故の原因については、いづれ関係当局によつて調査究明がなされるであろうが、危険の伴う炭鉱事業の経営について災害の予防、保安の強化は人道上なものにも優先して考えなければならぬところである。

今回の災害は、とりかえしのつかない一大惨事となつたが、この際保安点検その他万全を期し、従業者をはじめ市民の不安を解消すべきである。

よつて、政府におかれては、調査及び対策について万全を期せられることに期待するが、再度の大災害で直接大きな衝撃を受けた市民を代表して、下記事項の実現方を強く要望する。

記

一 災害発生の原因究明を徹底的に行うこと。

二 炭鉱保全の万全を期するため、保安監督、指導体制の拡充強化を図ること。

三 被災関係者に対しては、弔慰金、生活資金、就職あつせん、子弟教育等十分な援護措置を講ずること。

四 負傷者の援護については、医療の万全を期されたい。

五 関連下請会社従業者中の犠牲者、負傷者の補償については、災害の特殊性から三井炭山従業者との間に格差を生ずることがないよう措置すること。

六 操業停止期間中の従業員の減収補てんと、関連下請会社に対する特別融資等の救済措置を講ずること。

七 石炭産業は、地域浮揚の柱となる産業であり、安全対策の確立のうえに立つた生産の早期再開、長期安定操業のための財政措置を講ずること。

陳情書

三池炭鉱新労働組合

参議院商工委員会諸先生方には、日頃より国内石炭政策を始めとして、大変御心労いただき感謝いたしております。

私達、三池炭鉱新労働組合といたしまして、先生方の御努力に報いるため、国内唯一のエネルギー産業としての自覚に立ち、友山と連携しながら自立安定のため、真摯な努力を傾注してまいりました。

御高承の様に、石炭産業は過去の災害実態から保安問題について世論の批判は特に厳しく、これらの克服を図ることが石炭産業の安定化につながる道と、今日まで努力を重ねてまいりました。

特に、三池炭鉱は、昭和三十八年三川鉱大爆発を始めたとする悲惨な事故を経験し、このような災害を再び起こさないよう安全職場の確立のため総力をあげ、災害の絶滅に努力を行ってまいりました。

この結果、災害率は毎年減少し、保安成績も逐次向上し、このまま推移すれば年間死亡災害ゼロも夢で無いと希望を持ち、懸命な保安運動の展開を行ってまいりました。

しかしながら、昭和五十九年一月十八日有明鉱において坑内大災害が発生し、殉職者八十三名と入院患者十六名にのぼる尊い被災者をだすに至ったことは、誠に痛恨のきわみであります。

国内石炭産業は、現下、第七次石炭政策によつて政策助成を受けながら自立安定の道を歩みだしつつあるところでありますが、今次災害が石炭産業に及ぼす影響ははかり知れないものがあり、会社の保安管理上の災害とはいえず、私達もその責任を痛感いたしております。

私達は災害発生後、ただちに総力をあげ罹災者の救護にあたると共に、会社に対し早急に団体交渉の申入れを行い、次の点の要求を行っております。

- 一、災害状況の経過を明らかにすること。
- 二、災害原因を明らかにすること。
- 三、今後の保安管理のあり方について明らかにすること。

要請書

石炭政策確立のため日夜努力されている貴委員会に対し心から敬意を表します。

さて、今次三井石炭三池炭鉱所有明鉱において坑内火災が発生し、八十三名の労働者が死亡、十数名の一酸化炭素中毒患者が入院されています。

今次有明鉱災害は戦後の炭鉱災害史上四番目の大惨事となり、今後の石炭政策にも重大な影響をもたらすことになると考えられます。

私達も今後真の石炭政策の確立と併せ、炭鉱労働者が安心して働ける職場環境づくりのためにも左記の内容を参議院商工委員会の各位に御要望致します。

一、保安確立のための監督行政の強化について

四、有明鉱生産開始に当つては組合と協議すること。

五、殉職者、遺家族、CO患者の処遇取扱いについて。

六、今次災害による諸問題の取扱いについて。

七、その他

これらの要求の解決に取組むことといたしておりますが、今後このような災害を防止するためには、徹底した原因の究明と万全なる保安対策を確立することが絶対必要でありますので、地下産業の特殊な作業環境を考慮され、次の諸点について格段の助成をいただきますよう先生方の御尽力を御願いたします。

記

今次、有明鉱災害の教訓を踏まえ、鉱山保安規則を強化し、さらに鉱山保安規則に準じ、会社に対する適切な監督行政の強化を要望致します。

二、労働力の確保について

ここ数年、会社は若干の新規採用を行なつてきましたが定年退職者数も多く、その結果現場での人員不足による労働災害も引き起こしかねない職場実態にありました。

従つて安全な職場環境確立のためにも、労働力の確保のための具体的な施策を切望致します。

三、会社の保安指導の姿勢について

私達は会社の保安指導の姿勢（保安教育・指導事項の改善等）の問題を再三指摘したにもかかわらず、何ら改めることなく今日に至つています。

今次、有明鉱災害の教訓を踏まえ、このような会社の保安指導の姿勢に対し適切な御指導を要望致します。

要望書

今次有明鉱災害におきましては、多方面にわたる御迷惑をおかけ致しましたことを深く御詫言申し上げます。

二度とこのような不測の事態が生じないよう不返転の覚悟で保安確保に取組む所存であります。が、未だ原因究明中であり、不明な点も多い訳でありますので、取敢えず次の諸点について特段の御配慮を賜りますよう御要望申し上げます。

記

一、公的機関による早急な原因究明を御願い申し上げます。

二、保安施設、機器等の強化に対する各種助成とこれに適應する知識、技能の習練について保安センター等の教育充実を御願い申し上げます。

三、就職訓練等、今後の遺族子弟に対する救済処置を御願い申し上げます。

四、組合員の士気、地域社会に与える影響等に鑑み、保安対策が充分であると判断されれば四山、三川両鉱の早期操業再開を御願い申し上げます。

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案

輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部改正

第一条 輸出保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中

第一章の二 海外投資保険（第十四条の二）第十四条の五の九を「第四章の二 輸出保険（第十四条の五）」を「第五章 海外投資保険（第十四条の二）第十四条の五」に改める。

九

2 この法律の施行の察現に官公需適格組合であ

る旨の通商産業局長の証明を受けている組合は、通商産業省令で定めるところにより、改正後の第四条の二第一項の認定を受けたものとみなす。この場合において、改正後の第四条の三の規定の適用については、同条中「前条第一項の認定をしたときは、遅滞なく」とあるのは、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）の施行後遅滞なく、同法附則第二項の規定により前条第一項の認定を受けたものとみなされた組合について」とする。